

新潟市告示第 1 3 5 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 3 月 2 1 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長(m)
市道	東中島西野線	新潟市東区猿ヶ馬場字東境田 1 番 3 地先から 新潟市東区猿ヶ馬場字境田 9 番地 先まで	前	16.8 ~ 17.8	161.1
			後	11.8 ~ 12.8	161.1
市道	東 8 - 4 7 号線	新潟市東区猿ヶ馬場字境田 9 番地 先から 新潟市東区猿ヶ馬場字東境田 1 番 3 地先まで	前	16.8 ~ 17.8	173.0
			後	11.8 ~ 12.8	173.0